

議案第33号

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月17日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正等により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例（昭和57年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「前条第1項に規定する印鑑登録証の交付を行ったものとみなす」を「当該利用決定に係る個人番号カードは、前条第1項の印鑑登録証とみなす」に改める。

第10条中「印鑑登録証が」を「印鑑登録証（前条第2項の規定により印鑑登録証とみなされる個人番号カード（以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）を除く。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が」に改める。

第18条第2項中「（第9条の2第1項の規定による申請に基づき市長が個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたものに限る。以下同じ。）」を「による印鑑登録証」に改め、「、個人番号カードを添えるほか」を削る。

第19条中「又は個人番号カード（前条第2項に規定する利用者確認をしたものに限る。）」を削る。

第19条の2中「個人番号カード」を「個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を含む。）」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正条例   | 現行条例   | 備考   |
|--|--|--|
| <p>(個人番号カードによる利用)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 市長が第4条の規定による申請に際し、前項の規定による申請に基づき個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたときは、<u>当該利用決定に係る個人番号カードは、前条第1項の印鑑登録証とみなす。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第10条 印鑑登録者は、<u>印鑑登録証(前条第2項の規定により印鑑登録証とみなされる個人番号カード(以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。)を除く。以下この条及び第18条第1項において同じ。)</u>が著しく汚損又は毀損したときは、申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が、個人番号カードによる印鑑登録証により申請する場合は、<u>暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明認証業務(以下「利用者確認」という。)のために暗証として設定される番号をいう。以下同じ。)</u>の照合による利用者確認を行うものとする。</p> | <p>(個人番号カードによる利用)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 市長が第4条の規定による申請に際し、前項の規定による申請に基づき個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたときは、<u>前条第1項に規定する印鑑登録証の交付を行ったものとみなす。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が、個人番号カード(第9条の2第1項の規定による申請に基づき市長が個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたものに限る。以下同じ。)により申請する場合は、<u>個人番号カードを添えるほか、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明認</u></p> | <p>個人番号カードを印鑑登録証とみなす規定の整備</p> <p>同上</p> <p>規定の整備</p> |

|   |   |                                 |   |
|---|---|---------------------------------|---|
| <p>証業務（以下「利用者確認」という。）のために暗証として設定される番号をいう。以下同じ。）の照合による利用者確認を行うものとする。</p> <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証又は個人番号カード（前条第2項に規定する利用者確認をしたものに限る。）を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明）</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを多機能端末機に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> | <p>証業務（以下「利用者確認」という。）のために暗証として設定される番号をいう。以下同じ。）の照合による利用者確認を行うものとする。</p> <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証又は個人番号カード（前条第2項に規定する利用者確認をしたものに限る。）を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明）</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを多機能端末機に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> | <p>規定の整備</p> <p>法改正による規定の整備</p> | <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明）</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を含む。）を多機能端末機に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲に<br/>おいて規則で定める日から施行する。</p> |
|---|---|---------------------------------|---|